

第2回 国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和6年（2024年）7月18日（木）午後5時～7時

2. 場所 国立市役所 第1・第2会議室

3. 出席者

委員10名 太田委員長、本田副委員長、秋元委員、飯島委員、金井委員、川口委員、熊谷委員、永田委員、山下委員、吉川委員

事務局6名 松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木市長室長補佐、金田係長、西村主任、岩元主任

【太田委員長】 第2回男女平等推進市民委員会を開催します。前回の委員会で本田委員がご欠席でしたので、最初に事務局から委嘱状の交付をお願いします。

（委嘱状交付）

【太田委員長】 前回本田委員がご欠席にもかかわらず、副委員長をお願いできないかと提案し、その後お引き受けくださいましたので、改めて本田副委員長から自己紹介をお願いします。

【本田副委員長】 副委員長を拝命しました、市民委員の本田貴子と申します。どうぞよろしくお願い致します。太田委員長と同じく3期目です。皆様の自己紹介は議事録の方で拝見しました。

仕事はフリーランスのキャリアコンサルタントです。相談業務の他、自治体のセミナーや高校、大学、職業訓練校などで講師をしています。また、6年ほど前に、国立市ではない多摩地域の別の市で1年ほど女性相談室の相談員もしていました。これは週に1度でしたが、出勤日は電話と面談でひたすらDVや離婚の相談を受けていまして、本当に大変で、1年だけで更新はしませんでした。

これまでのこういった経験もいかして、困難な問題を抱える女性への支援にかかる計画づくりということで、いろいろ関わっていかれたと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【太田委員長】 配付資料について事務局から説明をお願いします。

（配付資料確認）

【太田委員長】 本日は前半で、女性支援に関する国立市の現状と課題を確認し、この委員会として計画に盛り込むべき内容を議論しながら検討していきます。後半では、計画に盛り込むべき基本的事項について検討を進めたいと思います。まず資料1について、基礎データを確認していきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料1に沿ってご説明します。こちらのデータは、国立市の数値と東京都の区市町村のデータを比較したものです。前回資料と重複する内容も多いですが、1つずつご説明します。

1. 女性相談支援員の人数です。国立市の場合は元々常勤と非常勤が1人ずつでしたが、現在は常勤と非常勤2人ずつで計4人います。常勤と非常勤どちらも他の部署との兼任ではなく専任です。都内の区市町村の数字と比べると、都内区市町村の専任職員48人のうち国立市が4人占めていて、国立市が手厚く配置していることが見て取れると思います。

2. 女性相談支援員による相談支援の延べ相談件数です。コロナ禍の2020年度には前年度に比べて2倍以上に増加していて、その後も減るどころか昨年度はさらに増えました。都内でもコロナ禍の影響は多少ありますが、国立市ほどは増えていないので、国立市としての特徴が出ています。

3. 女性相談支援員による相談支援件数の年代割合です。国立市と都内を比較してみると、都内は23区も入るためかと思うのですが、20代30代の割合は都内の方が多くて、中高年は国立市が多いという結果です。

4. 女性相談支援員による相談支援件数の相談内容の割合です。国立市と都内を比べてみると、国立市はDV関係の相談が多いです。ただし、主訴が複数に跨る相談もどこか1つの項目に集計するので、厳密な区分けというより傾向として見ていただけたらと思います。

5. くにたち男女平等参画ステーション・パラソルの生きかた相談の延べ件数です。生きかた相談というのは、開館時間中に電話や面談で相談ができるという形で、2018年の5月に開設したのですが、そこと比べると昨年度は充分伸びていて、電話の割合が多いです。2020年度はコロナ禍でLINE相談を1年間実施しましたので、その影響でその他が増えています。2021年度に少しだけその他があるのは、2021年3月でLINE相談が終わった後も継続した方がいますので、少し残っています。性別の区分については、相談者の方の性別を問診票のように取っているわけではないので、正確な数字ではなく便宜的に集計している数字ですが、元々は女性の割合が多かったのが、最近では女性が減って男性が多くなっています。

6と7の一時保護と女性パーソナルサポート事業は、前回ご説明した通りですが、2021年度にパーソナルサポート事業の短期宿泊が減っているのは、公的シェルターの利用が増えたからだと思われます。

【熊谷委員】 パラソルの生きかた相談で、令和4年度から令和5年度にかけて男性の相談が増えた理由はどのように分析されていますか。

【事務局】 資料全般について、計画にまとめていくにあたっては、数字を載せるだけではなくて、数値の増減の理由や都内との違いなども、分析して記載したいと思っていますが、現時点で正確なところはできていません。

男性の相談については、男女平等参画ステーションというのと、女性が相談をする機関というイメージで女性が多かったのが、最近では都でも男性相談のPRをしていて、男性も相談していいという一般的な認識が広まったと思います。また、他の男女共同参画センターだと、女性の相談が主で、男性相談の枠を月に何日か設けていることが多いですが、パラソルでは性別を問わずに相談を受けていますので、男性も相談ができると認知されると、潜在的なニーズがあったことによって相談も増えたと想像しています。男性の方はリピーターの方が多くを占めていて、1人1人の人数ではそこまで多くありません。

【熊谷委員】 できたらパラソルの相談の年代や内容のデータもいただきたいと思います。

【事務局】 次回ご提供したいと思います。計画を作っていくにあたって、他にも必要と思われるデータや疑問などがありましたら、次回までにご用意したいと思います。

【太田委員長】 パラソルの相談の内容や年代の内訳等については、パラソルが出している情報誌にも掲載されていたと思います。

【川口委員】 大変充実した相談体制をご用意いただいているようで、素晴らしいなと思いながら聞いていました。女性相談支援員はどの部署でどのように勤務されているのでしょうか。パラソルの職員が女性相談支援員なのか、他の部署にいらっしゃるのでしょうか。

【事務局】 女性相談支援員は、市役所の市長室に4人配置されています。加害者の人などに来られてしまうと困るので具体的な場所は控えますが、市長室の他の職員とは別のフロアにいます。

【太田委員長】 平和・人権を担当する市長室に女性相談支援員が配置されているというのは、他の自治体にはあまり見られないことだと聞いています。パラソルにはスタッフの方が6名いて、皆さんが事務員兼相談員としてやっていると聞いています。国立市は女性相談支援員が専任で4人いるとのことですが、人口規模からいうと近隣自治体と比べて多いのでしょうか。

【事務局】 具体的な割合を出したことはないですが多いと思います。例えば八王子市でも女性支援担当は2人です。

【太田委員長】 体制としてはかなり手厚くなっているのだろうと理解します。

【飯島委員】 20代30代の方が半数近く占める都内に比べて、国立市は40代以上の方がかなり多いように見受けられますが、この点はどのように分析していますか。

【事務局】 まだ細かいところは分析できていないので、あくまでも印象ですが、これまでは40代以上が多かったのが、最近は10代20代の若い方たちも増えてきています。行き場が見つからない若い方たちが、いろいろなところからJ i k k aのことを聞きつけて来て、J i k k aにお世話になっています。それがここ1、2年の傾向です。

【太田委員長】 J i k k aさんの知名度が上がってきているということで、2年前というとNHKで特集番組が放送された頃なのかなと思いますので、そういうのも関係しているかもしれないです。引き続き詳しいデータの分析を、この委員会でも進めていくことになろうかと思います。

続いて資料2に移ります。国立市の女性支援に関する現状と課題について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 女性支援の現場の職員間で話し合い、課題と思われるものを挙げています。女性支援をする上でどこでも共通する課題と、国立市特有のものがあるかなと思います。こちらで見落とししている課題もあると思うので、この他に思い当たる課題などがあればご意見いただき、それについての対応策などについても伺いたいと思います。

まず、1.相談に関して(1)です。支援を行う際には、ご本人の話を相談員が丁寧に聞いていきますが、専門的なカウンセリングが必要な人が少なからずいます。保険診療で受けられるカウンセリングは少なく、1回1万円とかかかることが多いので、カウンセリングを受けてもらいたいと思っても、つなげられないという課題があります。

(2)です。精神的な問題や特性を持った人などは、人との関係性を築くことが苦手な人が多いですが、その人たちが居所や避難先を探す場合に、既存の施設やシェルターなどでは適応できずに、不調という状況になって、行き場所探しに困難をきわめるということがあります。

(3)です。基本的にDVで避難する場合は、安全を確保するために遠方に避難することになっていますが、子どもの学校を変えたくないとか、生活環境を変えずに市内で生活し続けたいという場合があって、安全性の確保について心配なケースがあります。

(4)と(5)ですが、外国籍の方の支援では、離婚手続きをはじめとして、その国による文化や慣習の違いから、支援がうまく進まないということがあります。

(6)です。精神的な疾患が疑われるけれども、本人に病識がない場合、精神科の受診へつなげることにとても苦勞するという状況が多々あります。

(7)です。DVや虐待を受けてきたことによって、自分で何か決定するということが困難な状態になっている人が比較的多いです。その人たちが自己決定していけるように支援していくことの難しさを日々感じています。

(8)です。法律的または倫理的に見て逸脱したような内容の相談があります。特に電話相談などでは、そういう人に対してどのように関わればいいのかということが課題として挙げられます。

(9)です。専門性は大事なのですが、最終的には人間としての関わりが大切だということを確認しています。

(10)です。女性の人権尊重やジェンダーの認識を意識して支援に当たることが、大切だと思っています。

2. 支援について(1)です。これまでもホームページや市報、あとは相談カードを作りましたが、それで女性相談のことを周知してきたのですが、市民に十分認知されていないと思われることが課題として挙げられます。

(2)です。相談者の中には、携帯電話を持っていない人もいて、そういう場合は部屋探しや仕事探しをするときに、多くの場面で困難をきわめる状況に当たっています。

(3)です。外国籍の方で日本語の使用が不十分な場合は、意思の疎通が難しいです。ポケットークを今まで使っていたのですが、細かいニュアンスが伝わらないので、ないよりはあった方がよいという感じです。最近はタブレットを使って通訳者に入ってもらうシステムが導入されたので、今後はその活用期待できるかなと思っています。

(4)です。支援調整会議については今後、導入していきたいと思って検討しています。

(5)です。携帯電話に限らず、AirPodsやスマートタグなどの周辺機器から、位置情報を取得されてしまうという危険性があるのですが、そういうものが日々進化しているので、安全な使用について、支援者側の知識や情報が追いつかないという現状があります。

(6)です。支援の方向性を検討するためには、医師や弁護士などの専門職の意見を聞きたいことが多々あるので、困ったときに相談できる医師などがいるといいと思っています。

(7)です。現在Jikkaを利用した際には、宿泊費などについて予算確保されていますが、市外の民間支援団体を利用したときの利用料などは、予算確保ができていないので、選択肢の幅を広げるために、今後はその辺りの予算も確保していく必要があると思っています。

(8)です。配偶者暴力相談支援センターの設置について引き続き検討していきたいと思います。

(9)は少し細かいことで、(10)は先ほど同じような内容があったかと思います。

次に3. 庁内連携についてです。庁内連携については比較的良好だと思うのですが、困難な問題を抱える女性の支援には、他部署との連携が不可欠なので、スムーズな連携が図れるように、これまでに以上に女性支援について、庁内で知ってもらうことが必要だと思っています。

4. 女性相談支援センターについて、公的シェルターでは受け入れが認められない対象者の人たちがいます。その場合は、受け入れ可能な民間シェルターを探したり、パーソナルサポート事業で対応したりしていますが、そういう困難な課題を抱えている女性こそ、公的なシェルターで受け入れてもらいたいですし、都の女性相談支援員さんたちにも見識を生かして一緒に考えてもらえるといいと思っています。

5. 女性自立支援施設について、以前から入所に関してハードルが高くてなかなか入れないという課題があります。

6. 関係機関について、DV相談の場合などは警察に相談することが多くて、関わることも多いのですが、警察と市との温度差を感じることもあり、スムーズな連携を図るためにも関係づくりが大切だと思っています。

最後に、7. 人材育成ですが、女性支援は特有の専門性を必要とするので、人材の確保が課題だと思っています。

【熊谷委員】 女性自立支援施設というのは私が所属している所ですが、女性相談支援センター主催で先週行われた業務連絡会には参加されましたか。そこでプレ入所方式について説明されました。センターの一時保護を経ないで女性自立支援施設に入所するということを説明していました。センターがそこまでやると説明したのだから、事前見学もできますし、やるべきだと思います。自殺企図や集団生活を送ることが困難というところは、自殺企図の経歴がある人ももちろんいますが、そんなことを言っている場合ではないので、そこで断るのは新法に背くと思います。集団生活を送ることが困難というのは、誰が判断しているのか。やってみなければわからないことです。ですので、ぜひ申し込んでいただきたいと思います。

【事務局】 今後は入所がスムーズにいくことを期待しています。

【太田委員長】 これまでは入所を断られる傾向が見られるという実感が、現場ではあったと理解してよろしいでしょうか。実際にはここにあるようなケースであっても、必ずしも断られるだけではないケースもあるということでしょうか。

【熊谷委員】 私たち施設側は措置決定権がないので、入口でどういうことで断られたかという事例を集めて公表していただきたいです。私たちには知らされないです。施設は空いています。悔しいです。相談員さんから親切心でこっそり電話をもらって、なぜそうなったのかということもあります。でもそんなことを嘆いている場合ではないです。

ただ実際には、特に10代20代の若い子は施設を嫌っています。慈愛寮でも毎晩のように、今すぐここから出るとか言う子もたくさんいますが、めどを立てて早く出られるようにしようねと。だから最初のインテークで、施設なんか嫌だと言ったときに、そうだよねと言いながらも、東京にある施設は見学ができるから、見てから嫌だというなら仕方がないけど見てみませんか、誘っていただきたいです。施設も変わるように努力をされていて、都内の5施設は携帯とスマホをOKにしています。

センターの頭が固いのですが、センターを変えていくのは大事なことかなと。国立市の基本計画の中で、過去にこういうことがあったけれども、新法や基本方針に則ると、本人が事前に見学して本人の意思で施設での支援を受けたいと言った場合には入所可能であるとかいうことを、はっきり言っていくべきだと思います。そうでないと、今公金を使うことにつかかっている人がいるので、使われていない施設と言われたら、いらぬのではないかという論調に拍車をかけます。私たち女性自立支援施設は、入所率を上げることを第1の課題にしていますので、よろしくお願いします。

【太田委員長】 より具体的な課題が見えてきた感じで、詳しいことを教えていただきありがとうございます。この辺りの情報共有のあり方や、入所ができなかったケースがどうだということについても、データとして見ることであれば、より建設的な議論になるかなと思います。

【永田委員】 ここにある課題というのは、支援機関や支援者が認識した課題ということですよ。利用者や相談者、市民などが評価するような機会、例えば単純化すると利用者アンケートみたいなものはあるのでしょうか。

【事務局】 相談者アンケートはとっておらず、ご意見を聞くのは少し難しいと思いますが、女性パーソナルサポート事業ではアンケートを取ったことがありますので、利用者の方の声を聞いてお示しすることは可能かと思います。

【永田委員】 そういうものも知れたらと思います。ここにあること自体は真つ当なことというか、

専門家の方の視点も必要な一方で、評価者というか主体として当事者や市民の方から見たときに、ここが使いにくいとか、何でこうなっているのかとか、もちろんそれは調べれば理由がしっかりあるのだと思うのですが、そこのバランスを取っていかないと、ともするとパターンリスティックになってしまうのは避けたいと思いました。これがあること自体はありがたいことだと思います。

【熊谷委員】 国立市の計画を立てる際には、利用者アンケートは必須だと思います。東京都の計画でさえやりましたので。施設は毎年第三者評価を受けていて、入所者の意見は公表されています。この計画の中では必ずやりましょう。

【本田副委員長】 区市町村毎の配偶者暴力相談支援センターの設置状況がわかれば教えていただきたいです。

【事務局】 次回お伝えできればと思います。

【金井委員】 集団の場で生活することが難しい方について、中には暴力被害を受けてきたとか、性別違和のある方とかもいらっしゃると思うのですが、プライバシーにどこまで配慮した住環境があるのでしょうか。一時保護とかシェルターというのは、どの程度まで集団生活なのか、日常生活を共有するものなのでしょうか。

【事務局】 すべての施設を知っているわけではないですが、コロナ禍で一時保護される方が少し増えて、相部屋になる場合もあるそうです。お風呂や食堂が共同で、規定の時間内に利用するということが多いと思います。

【金井委員】 私たちもトランスジェンダーの方のシェルターの受け入れなどをしているのですが、相部屋や生活の場の共有が非常に辛いという方もいらっしゃるので、個別の住環境がどの程度広がっているのかとお聞きしました。

【熊谷委員】 現場の現状ですが、私の所属する慈愛寮は全室個室です。ただ、入所型施設の設置基準では食堂を設けることになっていて、各部屋で食べる方式ではありません。慈愛寮では、人と一緒に食べたくないといった場合は、本人の意向に沿って各部屋で食べることをOKにしています。都内の他の4施設も相部屋が基本ですが、コロナ禍以降はほぼ個室対応をしています。入所定員に対して入所率が下がる形になりますが、しっかり支援をしたいので、2人部屋を個室に使います。

他の4施設は、今後4、5年で建て替えの時期になります。厚労省の設置基準では個室が原則とされましたので、個室で建て替える計画を立てます。ただし、そうすると敷地に対して定員を減らさなければなりません。国の補助や都の補助がどのくらいかというのは、運営に関わるのでとても苦慮しています。個室化原則と言ったら、それに見合う施設を作るにあたっての補助が必要だと思います。

集団生活をどこまで個別化するかというと、バス、トイレ、キッチンつきの入所型施設だといいかもしれませんが、今の日本の福祉の設置基準だときついのが悩みの種です。本当はそうしたいのですが、今の設置基準では難しいので、やれるところでやっていくよう施設は努力しています。

【永田委員】 NPOのコンサルティングなどを仕事にしているのですが、若年女性の一時保護などのシェルターの団体さんから以前依頼があり、どのようにより良く運営していけばいいとか、他の行政の施設はどうなのかとか、いろいろ分析をしました。

そのときにわかったことは、施設が風俗店と競合するということです。若い女性が何か助けを求めるときに行く先は、シェルターがあるよとどんなに言っても、そこではスマホが取られますよね、指導監督されますよね、友達はいないですよと、いろいろな条件を比較したときに、風俗店に圧倒的に負ける。風俗店は、悪い意味で大人扱いしてくれてお金をくれる。でも施設は、子どもでしょ、あ

あなたは弱い、言うこと聞きなさいと言われて、すごく縛られる。

それはもちろん、安全が必要だからなのですが、そういう視点でレンジを広げて見ないと、課題を捉え違うというか、そういう所に吸収されたり巻き取られたりする部分もあると思います。それと同じようにしていくのでは、もちろんないですが、見ないといけないポイントがあると思って、いろいろ考えています。

【太田委員長】 一人ひとりの人権を尊重して希望に沿う形でと理念として掲げつつ、それを実践に移すというときの難しさなのだろうと思います。

【熊谷委員】 風俗と競合するという現象は、初期にはあるかもしれませんが、風俗に入ってみれば搾取されるのはいずれわかるので、そこで逃げてくる子たちをたくさん受けています。施設のミッションは、これからのあなたの人生をどう組み立て直すかという支援です。風俗は搾取ですので、そこがわかるようにやるべきだと思って、現場は考えて頑張っています。

【太田委員長】 搾取されてからでは遅いということで、どれだけ支援を充実させられるかというのも課題の1つかなと思いました。それでは資料3について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 困難な問題を抱える女性とはどのような女性なのかと、担当者間で話し合っ、以下のようなカテゴリーで考えました。これらのカテゴリーが複合された場合も多くあると思いますし、他にもあると思います。この中から6つ挙げて、公的な資料等をもとに現状と課題をまとめました。

1. 若年についてです。(1) 行政機関への相談のハードルが高いこと、自らが支援対象であると認識していないこと、自らの状況の困難さを正確に認識できないことなどにより、相談支援に繋がりにくいことです。(2) 家族関係の悪化、居場所の喪失、精神疾患や精神的不安定、予期せぬ妊娠・中絶のトラウマなどを抱えがちです。(3) 性暴力や性的な搾取などの被害を受ける可能性が高いです。国立市でも1年ほど前から、家族関係の悪化による居所の喪失や精神的な不安定さから、10代から20代前半の相談者が増加しています。

2. 中高年についてです。(1) 正規雇用として働き始めた女性も、育児や介護などのケア役割により離職することも多く、再就職先はパートや契約社員など、選択肢が限定的になっているということが現状です。(2) 高齢者の入居支援、身元保証人のない人への入院などのサポート体制も必要と思われます。働きながら子育てをしている方も多いと思いますが、共働きでも女性が家事や育児をしている場合が多いと現場でも感じます。また、年金が少なく、70代でも働かなければ生活ができないと、仕事を続けている方もいらっしゃいます。

3. 母子家庭についてです。(1) 母子家庭の多くは就労しているものの年間就労収入が低く、経済的に困窮状態にある場合が多いと思われます。(2) 母子家庭の経済困窮は、子どもの養育関係や進路選択、母子の健康状態などにも影響を及ぼし、母親の心身の疲労やストレスも大きくなります。家庭内の事情で、離婚が成立していなくても、実態として母子家庭の状態になっている方の支援をすることも多くありますが、ひとり親としての手当や利用できるサービスがあまりないということがあります。生活基盤の安定を図るために、生活保護などの制度利用につなげたり、就労支援や離婚などの法的な手続きの支援、医療受診につなげたりしています。

4. 外国にルーツを持つ者についてです。(1) 外国人は法的地位の不安定さがあるため、有効な旅券と在留資格を有することが重要です。パスポートやビザの更新手続きの確認などの支援が、まず必要になるかと思います。(2) 日常会話には不自由しなくても、被害状況の正確な説明や様々な手続きへの理解などに日本語力が不十分な場合に、本人の意思に反した形で事態が進むことも起こり得

るかと思います。相談に至るまでの間に、民族や出身国、日本語能力が低いことについて、差別的な扱いを経験している場合も多くあるかと思うので、配慮が必要です。国立市でも、パキスタン籍の方や中国籍の方を支援したことがあります。翻訳機を使うこともあります、コミュニケーションがなかなか難しいと実感しています。

5. しょうがいしゃについてです。(1) 必要な情報と支援が、しょうがいのある女性本人に届きにくい現状がある。(2) しょうがいのある子どもを産むのではないかと、育てられるのかと、中絶を進められることがある。しょうがいを理由に、医療機関から出産を断られる例も多い。(3) しょうがいがある人の介助保障が不十分で、施設や病院で同性介助を求めても、労務管理等を理由に拒否されることもある。(5) シェルターを含む保護施設の物理面や情報面のバリアフリーが進まず、しょうがいしゃの一時保護に通常の福祉施設を活用するという傾向がある。福祉施設にはDV被害者に対応したセキュリティがなく、安全が担保されない。しょうがいといっても、身体的なもの、精神的なもの、知的、発達しょうがいなどいろいろあります。昨年度、車椅子を利用している方から、避難できる場所があるかと聞かれて、東京都などあちこちに情報を求めたのですけれども、避難できる場が極端に少ないということがわかりました。

6. DV・ストーカー被害です。(2) 被害者は加害者から自己決定権を日常的に奪われているために、自分で決める作業が容易ではないということ。(3) 被害者は暴力により、怪我などの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSDに陥るなど、精神的な影響を受けることが多い。回復に時間がかかるにもかかわらず、精神的なケアが不足している。(4) 面前DVを受けた子どもが、家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを誤って学習することがある。(6) 子どものことや経済的な理由などから、加害者が変わることを期待して、加害者のもとにとどまることを決意する人も多くいます。(7) シェルターから出て、夫の生活圏から離れ、知らない土地で生活することを余儀なくされた場合、孤立してしまうケースが多くあります。(8) ストーカー行為の被害者の場合、個人的な問題という認識が強く、ぎりぎりまで相談しない傾向がある。加害者からの報復を恐れて、警察への相談を躊躇することも多い。相談支援をする中で、子どもが夫のことを好きな場合、自分の都合でひとり親にしてみてもいいのだろうか、女性自身が悩むとか、経済的な不安から、加害者である夫のもとから離れることを躊躇する方も多いように見受けられます。せっかく避難したとしても、孤立から精神的な不調をきたしたり、精神科通院を継続したり、病院を転々とする方もいらっしゃるように見受けられます。

他に計画に盛り込んだほうがいいようなものなど、ご意見をお願いします。

【熊谷委員】 当事者の方が自分で決めることができないという表現が続いています。自分で決める作業が容易ではないというのが現状ですが、だからどうしたらいいのかと考えることが必要です。だから、中長期に支援できる施設でゆっくり力を回復して欲しいのです。婦人保護施設という名称を、全国の組織で相談して、女性自立支援施設に変更した意味というのは、回復から始まる自立を中長期の施設でしたいという意味が込められています。自分で決めること、アイデンティティを奪われて育ったのだから時間がかかるので、施設はそこを丁寧にやりたいのです。

資料2に、トラウマ治療は心理的ケアのカウンセリングが保険適用外だから、つなげにくいとありましたが、そこまでしなくても、日常の中でゆっくり話を傾聴してもらうこととか、応答的な人間関係の中で、かなりトラウマが軽減されることも、生活支援の場では実感しています。なので、施設の入所を進める方法と、もう1つは、できれば女性相談支援員の持ち場のところに心理職の配置をでき

ないでしょうか。施設の入所ではなくて、月2回でもいいから継続的に通って、地域で暮らしながら話を聞いてもらってアドバイスを受ける。心理職というのは、物事を動かすアドバイスではなくて、傾聴しながらその人の考え方のくせを察知して、自分で考える方向に持っていく。できたら国立市では心理職を置けたらいいなと思っています。

【事務局】 個人的にはぜひそうしたいと思っています。

【事務局】 入所型施設で中長期にわたって丁寧な支援のもとに回復をしていくという部分と、地域としてどういうふうに支えていくのかというところを、計画の中で書いていきたいと思います。地域づくりをどうしていくのかという観点、計画の目指すところなのかなと。施設を含めた上での地域という考え方を、明確にしていきたいと思います。

その中で、行政が担う役割として、心理職の配置というご意見をいただきましたが、専門的な方の部分と、J i k k a では女性の居場所を作っていて、そういう中で回復の小さなステップを踏み続けていくという部分も必要かと思っています。どういう支援の全体像があるのか見えてくるような計画を、事務局の方でも考えてみたいと思います。

【秋元委員】 私たち委員としては、国立市ならではの計画を策定するにあたって議論していくというのが、使命だと思っています。今回の資料の記述の中で、国立市ならではの課題はどの辺りに色濃く表れているのか、市の皆さんの考えをお聞きできると、どの辺りにフォーカスを当てて考えていけるといいのか、皆さんの前提がそろっていいと思います。

【事務局】 J i k k a があることで大変な方たちが来るというのもあるのですが、J i k k a があることによって地域で支えていくというところもあると思います。今入っている10代の方達は、実際に生活する中で教えてもらいながら生活していく。食事づくりを一緒にやっていく。何か困ったことがあればJ i k k a のスタッフに聞きながら、1つ1つ覚えていく。専門的な資格があって支援しているという形ではないですが、地域の方達が支えていくという感覚があって、それがとてもいいなと思っています。そういうところがどこにでもあるわけではないです。国立市としてはJ i k k a と一緒に、地域で支えていくというところを進めていけるといいのかなと思います。

【事務局】 資料3ではカテゴリーという形で出していますが、このカテゴリーとして出すと、どういう対象の方がいるのか見えやすいのですが、いろいろな相談者の方に複合性があります。若年の方が若年だけの課題ではなくて、しょうがいをお持ちであればしょうがいの課題も抱えていると。さらにジェンダーとしての、女性としての課題も出てくる。そういう意味では、カテゴリーとして分けて書く出し方が適切なのかというのは、ご意見を頂ければと思います。

【飯島委員】 カテゴリー分けにすることで見えやすくなる一方で、複合的な困難を抱える方などもあります。あと女性の場合はやはり、ストーカー被害とか個別なところもある一方で、困難なベースは若年でも高齢でも同じということがあると思います。自己決定がしづらいとか、職歴がないとか、そのことによって貧困になってしまうとか、家族からのいろいろなプレッシャーとか。多分全部のカテゴリー、全世代の方に共通の部分があると思うので、なぜそういうふうになるのかという全体像を踏まえた上でカテゴリーにした方がいいのかなと。これがどのように今後いかされていくのかわからないですが、そのように感じました。

あとこの資料で、しょうがいしゃの方やDV・ストーカー被害は分量が多いのですが、中高年は女性相談支援員の相談・支援指針にすらないのかなと。それぞれのカテゴリーは多分もっといろいろな困難があるはずなのですが、それすらも見えてきてないという問題の難しさや根深さを感じました。

何で男性支援をやらないのかという声が必ずついて回ると思うので、女性全体で共通するところを出して、女性の困難というものを、厚みを持って書けるといいのかなと感じました。

【太田委員長】 国立市に固有の課題ということについて確認できたのは、おそらく国立市だから生じている課題があるというよりは、様々に取り組みを進めてきた中で、さらに一步充実させていくためにここが必要だということ把握できているというのが、国立市ならではのところとしてあるのではないかとということでしょうか。これまで積み重ねてきた支援をベースにして、さらにその先をどうするかというところで、国立市ならではの検討プロセスが生まれてくるということなのかなと理解しました。どこにでも共通する課題を、国立市ならではの整理ができるといいなと感じます。

では続いて、事務局から資料4について説明をお願いします。

【事務局】 計画全体の共通的な部分について、3点をまとめています。まず1. 対象者についてです。法律では、「この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。」とされています。

法律に基づく国の基本方針では、「法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となる。（中略）「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とは、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要である。」とされています。

加えて基本方針ではトランスジェンダー女性について、「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」とされています。

東京都の計画でも同様に、「法では、困難な問題を抱える女性を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」としています。」とされていますが、違いとして「本計画では、法が規定する困難な問題を抱える女性及び一時保護の同伴児童等を施策の対象としています。」と加えています。

論点①としては、対象とする女性について、国立市においても法律、基本方針の考え方と同様と考えますが、その他に検討すべき対象はあるかということで、皆様のご意見ををお願いします。

【吉川委員】 うまく言語化できるかわからないので、思ったこととして聞いてほしいです。女性というものの定義が改めて語られるということではなく、トランスジェンダー女性については、性自認が女性であると名乗れるようになるまでの幅、あるいは出生時女性であり、生き方をトランスジェンダー男性として自分自身が名乗っている、そこを決定するまでの幅、そういったところを考えると、検討すべき対象であるのではないかと考えています。

子ども時代に当てはめられた性別として暮らしてきた性別、そこにある帰属意識からの脱却という

か、そういった大きな自分の中で変化を経ないと、女性または女性以外と名乗れないと思うので、その間にある困難な問題というものの、支援の対象になっている入口として、すくい上げるような記載ができればいいのかなと思いました。

【太田委員長】 女性ということを定義するのか、あるいは幅を持たせた表現としておくのがいいのかということにも関わるかもしれないですが、この法律が女性というところを前提にしている以上、女性とはこういう人であるということを盛り込むことが、支援可能な幅を狭めることにもなるのかなと思われましたが、いかがでしょうか。

【吉川委員】 女性の問題というものに、身体的性の女性が抱える困難な問題と、文化的性、ジェンダーとしての問題の、2つ視点があるのではないかと思います。それを一般的にとらえられる女性の問題として、説明なく出しているのかなという印象もあります。その部分を、身体的、文化的というふうに視点を変えて対象者を見るというか、対象者を決めてしまう枠組みというのが、そもそも悩みどころではあるような気もしますが。

【太田委員長】 とても重要な点だと思います。例えば、性はグラデーションだという説明がよくされますが、ノンバイナリーだけでも女性の性器を持っているとか、そうではないけれども、文化的には女性にやや近い形で、ただし性自認として女性だと断言できる段階ではないという、そういう状態をどう扱っていくのかというようなことであって、トランスジェンダー女性についての基本方針でこのような記載だけでは、不十分であるというご指摘ですよね。

【熊谷委員】 性自認に関しては世界的に課題になっています。法律は、困難な問題を抱える女性としていて、女性とは何かという定義は不要だと思います。国立市ならではののであれば、トランスジェンダー女性という表現ではなくて、性自認に関してという項目を設けて、国立市はパートナーシップ制度を持っている市でもありますので、そこを絡めて皆で考えてはどうでしょうか。

慈愛寮は産前産後の支援に特化していますので、性自認が男性の方も妊婦としていらっしゃって、2、3人お世話しています。いくら自分は男だと思っても、性暴力に遭ったり、風俗のときの客の子どもを身ごもったりして大変なのです。だけど慈愛寮に来て、出産して子どもに出会ったときに、慈愛寮の例としては、ご自分で育てることを選ばれています。トランスジェンダー男性も出産の応援をした慈愛寮としては、国にはない表現でこのことを取り上げられたらいいなと思います。

【太田委員長】 多様な性の条例に基づいて考えるのであれば、この辺りの表現や対象の記載の仕方を検討するべきところがあるだろうと。

【永田委員】 女性という定義をすると難しい気がするので、それよりは入口というか、身体での女性、性自認での女性、そこと分けられるのかわからないですが文化的な何かで背負わされる女性性みたいなものとか、そういうものに関わる支援をするといった、言葉を入口にする形でいけないかなと思いました。

【太田委員長】 誰が対象になるのかという議論よりも、女性性によって引き起こされる困難というのは、もしかしたらシス男性にもあるかもしれないということまで考えると、この辺りを国立市としてどう考えるのか詰めていくということになるでしょうか。

【山下委員】 女性とはと定義するのではなくて、国立市が考えている支援をする女性というのは、法的女性・身体的女性はもちろんだけれども、法的女性・身体的女性と同じような背景や理由によって困難を抱えていて、そこを社会みんなで支えたいという人も含めているということが、わかるような形の計画を書くのがいいかなと。定義するとそれに縛られてしまいがちですが、そこを広げて考えてい

るというのがわかるようにするといいいのかなと思います。

【太田委員長】 ぜひそのように進めていきたいというところですが、皆様よろしいでしょうか。

【秋元委員】 賛成です。

【太田委員長】 そうすると、対象とする女性についてというところでは、法律や基本方針に掲げられているものと同じ書き方にはならないということかなと思います。では、次の論点について事務局からお願いします。

【事務局】 2点目は女性の意思の尊重についてです。今回の新法の理念で、非常に重要な観点だと考えています。法律の第3条の中にもありますが、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら支援を受けられる、そういった体制を作っていくことが肝だと思っています。これまで売春防止法では、保護更生が目的とされたことから、本人の意思の尊重という概念は十分含まれていませんでした。新法は福祉に関わる法律という形で、当事者の意思の尊重という理念が盛り込まれています。

本人の意思の尊重、本人中心主義という言い方もあると思いますが、国立市の女性支援の施策に関して連携している4つの機関、市の女性相談支援員、J i k k aの皆さん、くにたち男女平等参画ステーション・パラソル、そして夜間休日女性電話相談を委託しているNPO法人メンタルケア協議会の皆さんと、この課題について先日意見交換を行いましたので、そこで出てきた観点を紹介します。

1つ目は、対話を繰り返すことで、本人の意思が見えてくるということ。2つ目は、相談者自身が自ら気付いていくことが大切で、そこに対して支援をしていくのが大切ではないかと。3つ目は、本人の意思は時間とともに変わっていくものと考えることが重要だと。4つ目は、本音がすぐに出るものとは考えず、時間と支援機関や支援者との関係性が重要だと。5つ目は、相談員と相談者との関係は対等であるべきだが、立場や権力は行政が上であるという自覚を持って、対等な関係を築く努力を進めると。6つ目は、本人も交えて支援の方向性を決めていくことが大切だと。これは支援調整会議もあると思います。7つ目は、実現するためには行政だけでは不可能で、民間との協働が必要だと。8つ目は、支援者として悩み続けることが重要であると。9つ目は、本人の言葉通りに支援することが意思の尊重ではないと。次は、パターンリズムや放任主義に陥らないよう注意が必要と。次は、本人中心主義の対極にあるものが制度中心主義になると。最後に、本人中心主義とは目的ではなくプロセスであると。

これらも計画の中でしっかりと明文化していきたいと思います。論点②としては、当事者の意思の尊重を実現するために必要なことは何か。また、本人の意思の尊重を阻害する要因とはどのようなものかという観点で、皆様のご意見をいただければと思います。

【熊谷委員】 やはり最初の窓口なのですね。相談に来た方と、最初にどうやって対話をできるかということなので、J i k k aさんのスキルの高さと、女性相談支援員さんが受けたときの対応。私はそこが勝負だと思っています。

慈愛寮にたどり着く女性たちが一番言うのは、福祉は嫌いだ、児童相談所は敵だと。そこでどんなに傷つけられてきたか。特に慈愛寮に来た子は、ほとんどお金もないし、産婦人科にもかからずに、だけでもお腹が大きくなって、やむを得ず身を寄せた友人も出産までは応援できないと言われたら、窓口に行く。そうすると、話しているうちに相談員の方が、何で早く相談しなかったのかと。それでもうぶち切れてしまうのですよね。行きたくても行けなかったと。

だから、本人の意思の尊重というのは、相談に来ることがなかなかできなかった背景を、どれだけ

酌み取るか。よく相談にいらっしゃったねと言えるか。そこを国立市の最初の相談窓口で徹底できるような、それが共有できて、行政でも民間でもできるような、そんな計画と一緒に作りたいなと思います。最初が本当に大事です。相談できないから、問題がどんどんこんがらがって、どうしようもなくなってやっと相談にいらっしゃる方が、何と多いことかと思います。小さな市ですから、民生委員さんなど地域の市民がどれだけ困っている人を発見できるか、いろいろな協力体制も必要だと思っています。

【太田委員長】 先程の資料で、連携する様々な部署との支援の方向性や見解の違いみたいなところが挙げられていたかと思うのですが、最初にどこが窓口になるのかというのは、1つに決まっているとも限らないので、全体としてどれだけそれを共有していけるのかということも、考えていけるといいのかなと思います。前期の委員会で市民意識調査と職員意識調査をしましたが、必ずしもジェンダー平等についての意識が浸透しているわけではないという現状を踏まえて、女性支援に特化した形できっちり話を聞くというのは、なかなか難しいのが現状なのかなと思います。

【山下委員】 子どものことを中心に仕事をしていて、子どもも意見表明権があるのに、パターナリズムとかいろいろなことで、尊重されていなかったよねという話をいつもしていて、どうやって当事者の意思をきちんと尊重できるのか、子どもでも女性でもそれ以外でも、共通しているところが幾つかあると思っています。

来てくれてありがとうとか、何で早く来なかったのかという、入口の部分はまさにそうだなと思います。共感する姿勢や聞く姿勢がなければ、そこから先で本人の意思とは違う選択肢とかいうことは入らないです。いきなり上から選択肢を出されてもということもあって、共感する、受けとめるという姿勢がまず先にあると。他方で結局は人間対人間なので、合う、合わないがあります。当事者の話を聞くのがすごくうまい人ですら、その当事者と合わなくて、だけどその当事者の方は別の人にはすごく信頼を寄せていて話せるみたいなこともあります。

また、パターナリズムや放任主義に陥らないよう注意が必要というのを見て思ったのが、DV被害者の女性の方が、こっちに行きたいと言う。どう考えてもよくないのではないかというとき、女性相談支援員の方もお母さんかというぐらいの熱意を持って、そっちは駄目ではないかと言う。私は弁護士なので、当事者がプラスとマイナスを考えて、そっちに行くということであれば、それが犯罪などでない限りは、それもアリだねと。パターナリズムか放任主義かと言われたらそうなのですが、きちんと本人の意見を受けとめて、複数の視点があって、そっちだけではないと熱心に言う人もいれば、それも1つの選択肢だねと言う人もいます。

1人に寄りかかるのではなくて、複数の人がいることでこの人に話しやすいとか、複数の視点があるとか、スクラムを組んで1人の人を支えるということが、その当事者の意思の尊重というところに繋がるのだなと、子どもの事件や女性支援をする中で感じています。

【永田委員】 以前福岡県のこのような委員会に出たときに、勉強しようと思って本を読んでいろいろ勉強もして、当事者の方にお話を聞いたときに、相談機関でひどいことを言われたと。母子寮ですごいハラスメントを受けて、出入り業者からも受けるしサポートする人からも受けると。その時にどうしたのかと聞くと、第3者評価の制度もあるし通報窓口もあるのだけど、お金を出しているのが県だから、通報窓口に通報してそのまま県に言われて、こんなことを言われたのだけだと、チクられたみたいな状況になって立場がより苦しくなる。そういったことを聞いて、ずっと背負っています。

そういう話は、例えばアカデミックでは「よきことをなす」人々によるハラスメントと言われて、

それを言った信田さん自身も二次加害だと思ったりしますが、具体的なところで言えばシュールや s o a r、オックスファム、ワールドビジョンと、いろいろなところで性暴力とか、支援者による加害が起きています。これはもちろん悪意ということもないわけではないと思いますが、構造的な問題で、変えていかないといけないかなと思っています。

ネットの記事などを見ても、国立市は高水準な支援をこれまでやられていて、ありがたいと思うので、その一歩先として、支援をしたつもりがむしろ傷つけてしまうとかいうことを避けるために、何をしたらいいのかという中で、私の提案としては、先ほどもありましたが、アンケートみたいなものを含めてできる機会というのは、準備しないといけないのではないかと、通報制度がいるのではないかと。もちろんそれが利用されないなら、それに越したことはないと思うのですが。

その通報制度も、機能するためには評価の K P I を、通報があつて問題が発覚したということを評価する構造にしないと、そんな問題持ち込みやがってと受けとめてしまうと、結局機能しないと思います。アドボケートに近いところがあると思うのですが、そういうことができないかなと。どこまでいけるかわかりませんが、最低でもアンケートはいるかなと思います。論点の方で言えば、意思を尊重するためには、まずは意思を直接発話できる機会がないと、出されていないものは尊重ができないので、当事者が声を上げるルートを開くということとはとても大事だと思います。

【太田委員長】 理念を掲げるだけではなくて仕組みを作るといえることですかね。その辺りとも関わりますが、論点の3つ目として、民間団体との協働について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 3. 民間団体との協働についてです。女性支援法の中では、行政と民間がともに女性を支えるための体制を作るのだということが、第3条の基本理念に書かれています。また、第13条には、民間の団体との協働による支援という項目が書かれています。民間団体のこれまでの支援の考え方とか、柔軟性のある支援というものを受けとめながら、どうやって行政が連携を取っていくのかというところが必要だということで、まとめられています。

また、先ほどの4機関で官民協働について意見交換をした内容をまとめています。1つ目は、行政側はできないことがあるということを知覚することから始まると。2つ目は、行政は枠の中で判断してしまいがちだと。この枠というのは例えば制度や、市役所が開庁している曜日や時間といった制約です。3つ目は、民間団体がその専門性を柔軟に発揮できるような連携が重要で、行政が縛り過ぎないようにと。4つ目は、行政と民間団体、双方の特性を活用し、補うことが大切だと。5つ目は、行政は本人に強く指示や命令はしにくい。感情を出してはいけないと思ってしまうと。6つ目は、官民協働ができていれば、自分の機関がうまくいかなくても他の機関が受けとめてくれる。そういった安心感が持てるのではないかと。7つ目は、機関の数だけではなく、各機関に相談員が複数いると。機関としては4つですが、そこに相談員が5名いれば、総勢20名のスタッフがいるということで、そういった形が1つの支援の体制になるのではないかと。8つ目は、市役所の中での庁内連携が重要であると。9つ目は、行政と民間団体の情報共有が非常に重要であると。最後に、国立市女性パーソナルサポート事業が1つのモデルになるだろうと。

論点③としては、行政と民間団体との協働のために必要な要素は何かという点について、ご意見をいただければと思います。

【永田委員】 「行政は本人に強く指示や命令はしにくい。感情を出してはいけないと思ってしまう」というのは、民間の側から出てきたものでしょうか。

【事務局】 相談される女性の方に対して、面談の過程の中で感情をあえて出したい場面でも、なか

なか行政の立場としては言いにくいという、現場の相談員の意見もあると。女性支援の現場だけではないですが。民間団体の皆さんとしては、よりフラットな立場になりやすい中で、駄目なものは駄目だということを、私たちなら言えるのではないかという意見がありました。わかりにくい表現かと思いますが、どういう言葉を使えるのかということも含めて、協働することで補えるのではないかということが書きたかったところです。

【永田委員】 短い文章なので少しぎょっとしたというか、民間では当事者に対して強く指示や命令をするのかと一瞬思ってしまったのですが、そこまでの強い意味はないということですね。

【金井委員】 民間団体の中にもいろいろな次元があるのかなと思いました。J i k k aさんのようにリアルなところに関わる所もあれば、例えば自殺対策のチャット相談をやっている所とか、外国にルーツのある方のサポートをしているNGOとか、必ずしも市内にあるとも限らないと思いますが、どの辺りまでの範囲を想定していますか。

【事務局】 これまで市外の団体の方々とも連携して支援した例は数多くあります。ですので、1つはそれを全体として民間団体との協働というところで括りつつも、国立市の支援としてはJ i k k aとの女性パーソナルサポート事業が核になってくると思いますので、計画上のまとめ方としては二段階的にまとめていくという形だと思いますが、市外の団体ももちろん含めた形で考えるということだと思っています。

【太田委員長】 国立市の計画を考えると、具体的にどこが協働のパートナーになるのか想定しつつ進めないといけないと思いますが、かといってJ i k k aさんだけではない。どこなのか、もう少し具体的に想定しながら話ができるといいと思います。

【山下委員】 民間団体と言ってもいろいろあるというお話がありましたが、逆に行政もいろいろな機関が絡みます。ケースによっては女性支援と生活保護と、子どもが学校に通っていたら学校と、児童相談所が絡んでいるケースもあるでしょう。行政機関の中でも温度差がものすごくあって、実際にそばにいる民間団体からすると、何をやっているのかみたいに見えて、ギクシャク感みたいなものがあったりして、行政と一括りにしてもいろいろなのがあります。

子どもの件や女性の件をやっていると、この件は一体誰が中心になって動いているのだろうと。協働というと聞こえはいいですが、みんなそれぞれ一歩引いて、来いと言うから来たものの、うちはここまでといった感じになってしまう。民間の方は柔軟に、一歩前に足や手を出して頑張ろうとするのだけど、行政の方はうちはここまでとシャットダウンするから、ポケットが真ん中にできて当事者が落ちてしまうみたいなものが多いと思います。だからこそ、それぞれの機関が一歩前に行くという姿勢が必要かなと。

あと、関係機関がぎくしゃくしたり温度差があったりするときに、どこがコーディネートするのかというと、弁護士がうまく接着剤みたいに動くときもあります。本人が主人公だということを軸にして、ケースごとに誰が中心に動いているのかしっかりすることが、官民協働に限らず機関連携するときに必要なことかなと思います。行政と民間が一緒になると、余計にその温度差がはっきりして、どこが主で動いているのだろうとか、一歩引いている、一歩前に出ているというところが明確になりやすいから、より問題になっているのかなと感じました。

【太田委員長】 女性相談支援センターとか自立支援施設とか警察との温度差が大きいとか、そういったところも含めて議論していくということですかね。

【熊谷委員】 新法が民間団体との協働を条文にしていますよね。国立市にはJ i k k aさんがある

し、メンタルケア協議会さんもそうだと思いますが、よく J i k k a さんとの実践例があるから官民協働だとおっしゃっていますが、それは国立市ならではであったと思います。女性支援を市長室に置いたから言いやすいけれども、他市や他区ではバラバラです。女性相談支援員が、母子・父子自立支援員を兼任していたり、生活保護課と縦割りで全然連携していなかったりということがあります。

だから、国立市の計画としては、法律に則って民間団体との協働はこうやっている、これをもっと広げるとか書いた後に、やはり市長室でやっているということは、国立市ならではで、他県でも他区でも、いろいろな自治体の中で、どうやると縦割り行政を越えて連携できるかという、それを打ち出したほうがいいと思います。

慈愛寮なんて17歳の妊婦が児童相談所の児童福祉士さんと来る。でも児童相談所と女性相談支援センターが譲り合ってどちらがやるかと。あとは慈愛寮の施設長判断にしてくださいなどと言われる。おかしいと思います。当事者を真ん中にしたら連携しないといけないのに、譲り合う構造が日本の縦割り行政のデメリットだと思うので、国立市がそこをどう乗り越えようとしているのか、乗り越えたかというのは、特徴として書けるといいと思います。行政と民間団体との協働のための要素には2段階あって、国立市では民間との連携が始まっているということと、それが可能になった行政の中の仕組みをぜひ明らかにしたいと思いました。

【太田委員長】 行政内部の関係機関との連携というところと、官民の連携というところと、それを全部まとめた連携。その辺りでいくつか分節化して考えていく方針になるという感じでしょうか。

【永田委員】 これは福岡市でのことなのですが、NPOと行政が協働するときにもめごとが起こるので、間に入って調整するみたいなことを10年超やっていて、任期がいっぱいになったのでやめたのですが、その時の経験で思ったのは、協働アドバイザーみたいな形で、平等に対等に協働すると言いながらいつの間にか、できていない行政を民間側が支援してあげるみたいな構造になったときは結構まずいなと思っています。

官民協働をテーマにした4機関での意見交換の内容には、その裏側もあると思います。「行政ができないことがあることを自覚することから始まる」というのを裏返せば、民間ではできないことがあるはずだと。行政の皆さんは頑張ってくださいますので当然です。「行政は枠の中で判断してしまいがち」というのを裏返せば、その枠を逸脱しては危ない。税金をどう使うかということは、必ず守らないといけないものを背負っている。もちろん当事者が中心ではありますが。ここの文脈はそうではないと思いますが、民間だったら強く感情的に言ってしまうとか、ロジックを無視して動いてしまうことも時にあるよねと。強さが弱さになったりするということを、バランスをとって考えていかないといけない。

法律の中の、民間の団体という言葉は気をつけないといけないと思っています。休眠預金であるとか他の委託事業も全国的にそうなのですが、民間団体となると企業なども入ってくる可能性は大いにあると思います。例えば就労支援とか、学童保育とか保育事業とか、地域スポーツセンターというのは、どんどん首がすり替わって企業になっています。トライさんとか、あまり言うてはいけませんが、某カラオケ会社さんとかが全部とっていつているので、民間の方が力を持っていて行政は堅くて動けないから規制緩和すべきだみたいなロジックに、うっかりNPO側とか市民活動側がのってしまっていると、安定していて組織も大きくてお金をいっぱい持っていらっしゃる企業さんに任せればいいのではないかと、いつの間にか道がすげ変わってしまうことがあるなど。すでに起きているので、そこまでの意図があるかどうかは別の話ですが。行政は行政の強みがあって、市民とか非営利組織とか、民

間は民間の強みがあるという考え方は持っておきたいですし、国立市がやってこられたことも、J i k k a さんの存在はもちろんですけれども、行政職員の皆さんが力を発揮してくださったということは、大前提にしておきたいと思います。

【太田委員長】 今の点も非常に重要だと思いますので、今後またそれを含めて議論を続けていければと思います。他に全体を通して気になることや発言したいことはありますか。よろしいでしょうか。次回以降の議論にも前提となるようなところが、共有できたと思います。最後に次回の委員会の進め方等について、事務局からお願いします。

【事務局】 次回委員会は8月27日の17時から、市役所第1・第2会議室で開催します。今回は課題への対応策や具体的な施策について、議論していただきたいと思います。本日冒頭で紹介したようなデータなど、こういう資料があると議論が進みやすいというものがあれば、次回までにご用意しますので早めにご連絡ください。アンケートについては、計画策定のプロセスの中でどうできるか検討してご報告したいと思います。

【太田委員長】 これにて終了します。ありがとうございました

—— 了 ——